

日本産婦人科医会

妊産婦死亡症例届け出システムについて

会員各位におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素から本会の事業にご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本会医療安全部会、ならびに医療安全・紛争対策委員会では、昨年 11 月 22 日開催の「第 18 回全国支部医療安全担当者連絡会」で、支部担当者各位にご説明しました通り、会員への迅速なアドバイスと支援を図る目的で、妊産婦死亡の届け出システムを新たに構築しました。具体的な届け出の方法は、万一、妊産婦死亡事例が発生した場合に、妊産婦死亡連絡票（医会ホームページよりダウンロード）に必要事項を記載し、これを所属支部および医会本部に F A X することです。この新しいシステムでの報告は平成 22 年 1 月 1 日より開始いたします。この届け出は、医会本部および支部が会員各位への速やかな支援を図るためのシステムですので、何卒ご協力の程、宜しく申し上げます。

また、妊産婦死亡が発生した場合には、死因究明のために、病理解剖を勧めてください。日本産婦人科医会医療安全部会では、支部および会員各位の協力を得て、産婦人科偶発事例報告事業を平成 16 年から実施していますが、平成 20 年までに報告された妊産婦死亡例は 92 例あり、全国の妊産婦死亡例の 50%以上をカバーしております。しかし、解剖の実施率は 50%弱で、その内、法医解剖が 60%、病理解剖が 40%という結果になっています。

法医解剖が多い理由は、

- ① 産婦死亡が異状死として警察に届け出されている
- ② 遺族が、警察へ捜査依頼を行うと、警察の捜査の一環として、法医解剖となる
- ③ 病理解剖を行う病院施設が近くにない
- ④ 病理解剖は遺族の承諾が必要であり、実費（有料）がかかる、

などであると思います。

しかし、法医解剖には、問題点があります。

1. 病態・死因の解明を目的とする病理解剖とは異なり、犯罪性の検証を目的とする法医解剖は、警察へ届け出ることにより、診療録や診療に関わる資料が押収されることにもなります。
2. 法医解剖では臓器の保存も行わず、後で組織の追加切り出し、特殊染色などを施して再検討することもできません。
3. 法医解剖結果について、遺族や病院側への説明がされず、解剖から医学的に原因究明することができません。
4. 最近の妊産婦死亡の原因の約 40%が羊水塞栓症およびその疑いであり、これを組織学的に証明するためには病理解剖が不可欠です。

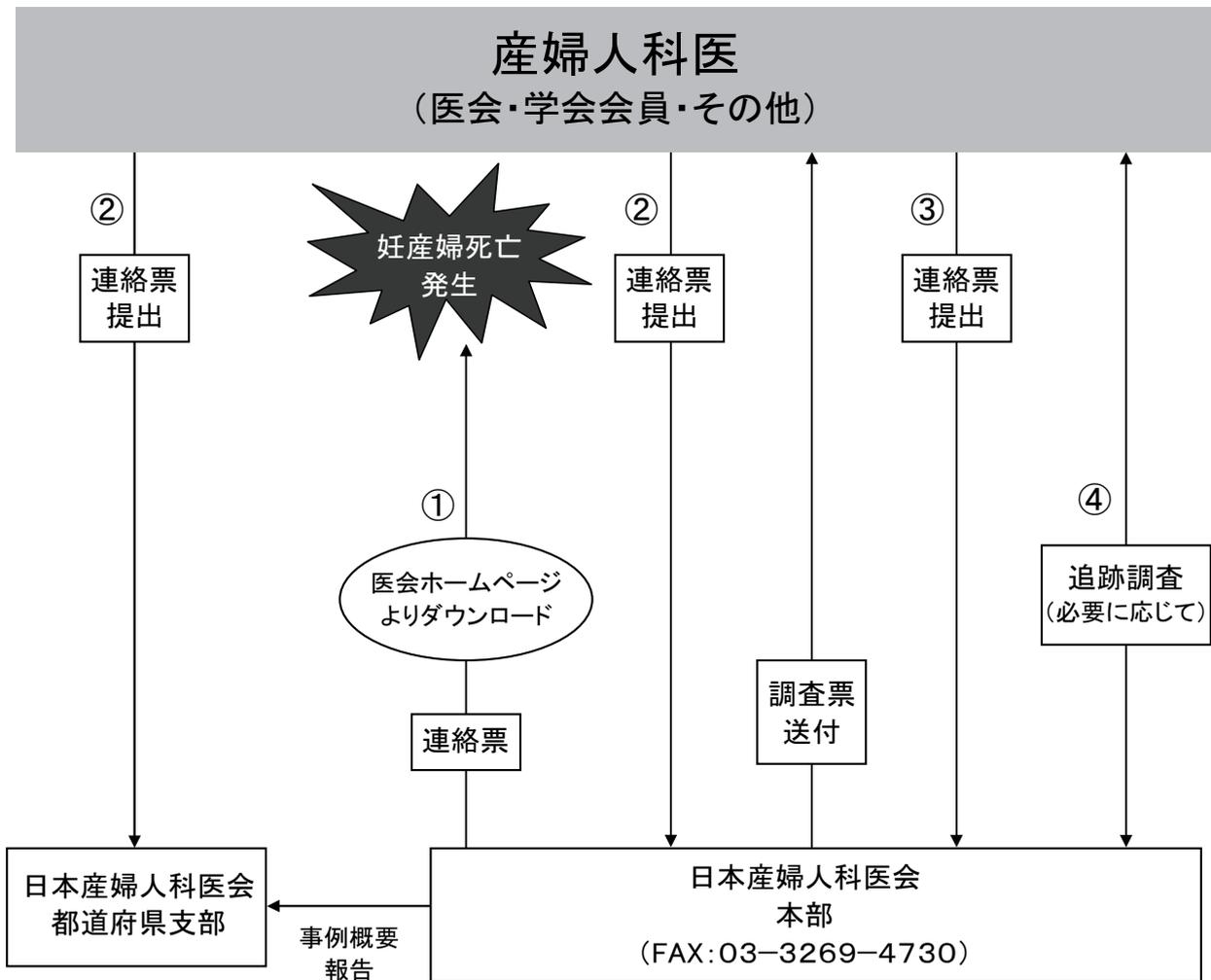
このように、法医解剖ではなく、是非、病理解剖を勧めていただきたいと思います。宜しくお願い致します。

平成 22 年 1 月

社団法人 日本産婦人科医会
会 長 寺尾 俊彦
常務理事 石渡 勇
医療安全・紛争対策委員会
委員 長 北井 啓勝

妊産婦死亡の届け出の手順

平成 22 年 1 月 1 日より開始



手順:①医会ホームページ (<http://www.jaog.or.jp/>) から連絡票をダウンロード*
②連絡票を医会本部・都道府県支部の 2 か所にFAX
③医会本部より送付される調査票に記入して郵送
④必要に応じて送付される追跡調査票に記入して医会本部に郵送

(注)妊産婦死亡以外の偶発事例報告は、従来通り都道府県支部宛に提出してください。

* 連絡票は医会本部に電話(03-3269-4739)で請求いただければFAXいたします。